

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

最近の海外における感染症の発生状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症のまん延を防止するため、中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設等の措置を講ずるものとする。

第二 改正の要点

一 定義等

1 感染症の種類

- (一) 二類感染症に中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）を追加すること。（第六条第三項第五号関係）
- (二) 二類感染症である鳥インフルエンザについて、病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれがあるものに限る。）を追加すること。（第六条第三項第五号関係）

高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限るものとする。 (第六条第三項第六号関係)

2 病原体等の類型

(一) 三種病原体等であるマイコバクテリウム属ツベルクロシス (別名結核菌) について、イソニコチン酸ヒドラジド、リファンピシンその他結核の治療に使用される薬剤として政令で定めるものに対し耐性を有するものに限るものとする。 (第六条第二十二項第二号関係)

(二) 四種病原体等であるインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスについて、血清亜型が政令で定めるものであるものとする。 (第六条第二十三項第一号関係)

3 審議会からの意見聴取

厚生労働大臣は、1の(二)の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならないものとする。 (第六条第二十四項関係)

二 感染症に関する情報の収集及び公表

1 医師の届出

医師の届出の対象に厚生労働省令で定める五類感染症を追加すること。（第十二条第一項第一号関係）

2 獣医師等の届出

獣医師等の届出の対象から、実験のために届出の対象である感染症に感染させられている場合を除くこと。（第十三条関係）

3 感染症の発生の状況及び動向の把握

(一) 都道府県知事は、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定するものとすること。
。（第十四条の二第一項関係）

(二) (一)の指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所（以下「指定提出機関」という。）の管理者は、医師が(一)の厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したとき、又は当該指定提出機関（衛生検査所に限る。）の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したときは、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を都道府県知事に提出しなければならない

ないものとする。 (第十四条の二第二項関係)

(三) 都道府県知事は、(二)により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施し、検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。 (第十四条の二第三項及び第四項関係)

(四) 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し(二)により提出を受けた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができるものとする。 (第十四条の二第五項関係)

(五) 指定提出機関は、三十日以上予告期間を設けて、(一)の指定を辞退することができるものとし、都道府県知事は、指定提出機関の管理者が(二)に違反したとき、又は指定提出機関が(二)の提出を担当するについて不相当であると認められるに至ったときは、(一)の指定を取り消すことができるものとする。 (第十四条の二第六項及び第七項関係)

4 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査

(一) 都道府県知事は、必要があると認めるときは、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況

、動向及び原因を明らかにするための必要な調査として当該職員に検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせることができるものとする。 (第十五条第三項関係)

(二) 都道府県知事は、(一)により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならないものとする。 (第十五条第四項関係)

(三) 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し(一)により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができるものとする。 (第十五条第九項関係)

三 就業制限その他の措置

1 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症(以下「一類感染症等」という。)のまん延を防止するため必要があると認めるときは、一類感染症等の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者(以下「一類感染症等の患者等」という。)又はその保護者に対し当該者の検体を提出し、若

しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告することができるとし、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができるものとする。 (第十六条の三第一項及び第三項並びに第四十四条の七第一項及び第三項関係)

2 厚生労働大臣は、一類感染症等のまん延を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、一類感染症等の患者等又はその保護者に対し当該者の検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告することができるものとし、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができるものとする。 (第十六条の三第二項及び第四項並びに第四十四条の七第二項及び第四項関係)

3 都道府県知事又は厚生労働大臣は、それぞれ1又は2の勧告又は措置を実施する場合には、当該勧告又は措置を実施する理由等を書面により通知しなければならないものとする。ただし、書面により通知しないで勧告又は措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでないものとする。 (第十六条の三第五項及び第十一項並びに第四十四条の七第九項及び第十項関係)

4 都道府県知事又は厚生労働大臣は、3のただし書の場合においては、当該勧告又は措置の後相当の期間内に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施された者に対し、理由等を記載した書面を交付しなければならぬものとする。 (第十六条の三第六項及び第十一項並びに第四十四条の七第九項及び第十項関係)

5 都道府県知事は、1により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体について検査を実施し、当該検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。 (第十六条の三第七項及び第八項並びに第四十四条の七第五項及び第六項関係)

6 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、1により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができるものとする。 (第十六条の三第九項及び第四十四条の七第七項関係)

7 都道府県知事は、1の検体の提出若しくは採取の勧告をし、当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は5により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

のとすること。（第十六条の三第十項及び第四十四条の七第八項関係）

四 消毒その他の措置

- 1 都道府県知事は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、一類感染症等の患者等又は一類感染症等を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の検体又は感染症の病原体を所持している者（以下「一類感染症等検体等所持者」という。）に對し、当該検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができるものとし、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができるものとする。（第二十六条の三第一項及び第三項並びに第五十条第一項関係）
- 2 厚生労働大臣は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、一類感染症等検体等所持者に対し、当該検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができるとし、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができるものとする

ること。(第二十六条の三第二項及び第四項並びに第五十条第七項関係)

3 都道府県知事は、1により提出を受け、又は当該職員に収去させた検体又は感染症の病原体について検査を実施し、当該検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。 (第二十六条の三第五項及び第六項並びに第五十条第二項関係)

4 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、1により提出を受け、又は当該職員に収去させた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができるものとする。 (第二十六条の三第七項及び第五十条第二項関係)

5 都道府県知事は、1の検体若しくは感染症の病原体の提出の命令をし、当該職員に検体若しくは感染症の病原体の収去の措置を実施させ、又は3により検体若しくは感染症の病原体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができるものとする。 (第二十六条の三第八項及び第五十条第二項関係)

6 都道府県知事は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認め

るときは、一類感染症等を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者（以下「動物等所有者等」という。）に対し、当該動物又はその死体の検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができるものとし、命令を受けた者が当該命令に従わな
いときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができるもの
とすること。（第二十六条の四第一項及び第三項並びに第五十条第一項関係）

7 厚生労働大臣は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要がある
と認めるときは、動物等所有者等に対し、当該動物又はその死体の検体を提出し、又は当該職員によ
る当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができるとし、命令を受けた者が当該命令に従わ
ないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができると
すること。（第二十六条の四第二項及び第四項並びに第五十条第七項関係）

8 都道府県知事は、6により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体について検査を実施し、当
該検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。（第二十六条の四第五項
及び第六項並びに第五十条第三項関係）

9 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、6により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができるものとする。 (第二十六条の四第七項及び第五十条第三項関係)

10 都道府県知事は、6の検体の提出若しくは採取の命令をし、当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は8により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができるものとする。 (第二十六条の四第八項及び第五十条第三項関係)

11 都道府県知事又は厚生労働大臣は、それぞれ1若しくは6又は2若しくは7の措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合には、その名あて人又はその保護者に対し、当該措置を実施する旨及びその理由等を書面により通知しなければならないものとする。ただし、書面により通知しないで措置を実施すべき差し迫った必要がある場合には、この限りではないものとする。 (第三十六条第一項及び第三項並びに第五十条第九項関係)

12 都道府県知事又は厚生労働大臣は、11のただし書の場合においては、当該措置を実施した後相当の

期間内に、当該措置を実施した旨及びその理由等を記載した書面を当該措置の名あて人又はその保護者に交付しなければならないものとする。 (第三十六条第二項及び第三項並びに第五十条第九項関係)

五 結核

保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局等に対し、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができるものとする。 (第五十三条の十四第二項関係)

六 費用負担

感染症の発生の状況及び動向の把握、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、検体の採取等、検体の収去等に要する費用の支弁について、所要の規定の整備を行うこと。 (第五十八条第一号、第四号の二及び第四号の三関係)

七 事務の区分

都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている二の4、三及び四の事務を地

方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の第一号法定受託事務とすること。（第六十五条の二関係）

八 罰則その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十八年四月一日から施行することとする。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行することとする。 （附則第一条関係）

- (一) 第二の一の3及び第二の二の2 公布の日
- (二) 第二の一（2の一）及び3を除く。） 公布の日から起算して二月を経過した日
- (三) 第二の一の2の一）、第二の二の1及び第二の五 公布の日から起算して六月を経過した日

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 （附則第二条関係）

三 経過措置等

その他この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととする。 (附則第三条から第六条まで関係)